

## ◎放射線を発散させて人の生命等に危

### 険を生じさせる行為等の処罰に関する

#### る法律の一部を改正する法律

(平成二六年四月二三日法律第二五号)

#### 一、提案理由(平成二六年三月二八日・衆議院環境委員会)

○石原国務大臣 たいいま議題となりました放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十七年に、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取り組みを強化するため、核物質の防護に関する条約の改正が採択されました。これを発効させるため、平成二十四年の第二回核セキュリティサミットにおいて、締約国は平成二十六年までに核物質の防護に関する条約の改正を締結するための手続を加速化することが強く要請されています。

本法律案は、こうした国際的要請を踏まえ、核物質の防護に放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

関する条約の改正内容を我が国として担保するために必要となる法制上の措置を講ずるものです。

なお、政府は、今国会において、核物質の防護に関する条約の改正の締結について、御承認をお願いしているところであり、

次、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、特定核燃料物質を、みだりに、本邦もしくは外国に輸入し、または本邦もしくは外国から輸出した者を処罰することとしております。

第二に、原子力施設に対して行われる行為等により人の生命、身体もしくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、これにより強要を行った者を処罰することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要です。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院環境委員長報告(平成二六年四月四日)

○伊藤信太郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

七六

保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処罰規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。

本案は、去る三月二十八日本委員会に付託され、同日石原環境大臣から提案理由の説明を聴取し、今日一日、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院環境委員長報告（平成二六年四月一六日）

○佐藤信秋君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処罰規定を整備する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新たに追加される処罰規定の内容、我が国の核セキュリティ対策の現状と課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。